

令和4年度事業計画

(令和4年7月1日から令和5年6月30日まで)

基本方針

昨年度は、新型コロナウイルスの変異株が全国的に猛威を振るい、かつてない感染者数を数えました。症状は軽い傾向と言われておりますが、学校や官公庁においてもクラスターが発生するなどでの行動制限は、私たちの業務にも大きな支障となった事は言うまでもありません。一方では新しいルール、新しい常識と知恵を生み出す事となりました。また、3月に発生した地震は、多くの建物に被害を及ぼし、東日本大震災を彷彿させたこの地震は、危機意識の再認識と、人知の及ばぬ自然の驚異を改めて知らしめました。我々も予測不能な状況の下ではありますが、時勢に応じた対策を検討し、知恵を絞りながら今年度の事業を進めて参ります。

さて、令和2年に改正された土地基本法では、土地所有者が土地を適正に管理して登記をするなどの責務を定めました。この背景には、九州の面積程も在ると言われている所有者不明土地の存在があり、管理不全土地の発生抑制とその解消が喫緊の重要な課題となっています。これらへの対応には、土地家屋調査士の専門的知見が必須であり、官公署との協議を深め、我々のできる最善の未然防止策を講じて参ります。

また、登記所備付地図作成作業も福島市といわき市の2地区において、オール福島のメンバーにより作業が進められておりますが、引き続き処理体制の効率化を図りながら、精度の高い地図を作成し、筆界をめぐるトラブルの解決と未然防止に貢献してまいります。

前年度より試験的に受託している「官民境界確認補助業務」については、ニーズに答えるべく適切な対応方法を模索し、将来に向け広く対応できる様、足掛かりを創りながら、筆界の専門家集団としての能力を十分に発揮して、嘱託業務のさらなる適正化と迅速化に努めます。また、社員個々の研鑽と資質の向上を図りながら、不特定多数の利益の増進に寄与するため以下の事業に取り組んで参ります。

1. 公共嘱託登記に係る受託事業
2. 地図整備の促進に係る受託事業
3. 境界や不動産登記法に関連する知識の普及啓発事業
4. 災害等における復旧・復興に向けた支援

<総務部>

1. 公益社団法人としての法令遵守、内部統治のさらなる充実を図るための活動
 - ア. 法令及び諸規則の内容と事務処理が円滑に図れるよう、運用マニュアルの検討を行う。
 - イ. 各種説明会、研修会に参加し情報収集を行う。
 - ウ. 各部が行う事業活動に対して連携を図る。
2. 情報開示に関する活動
 - ホ. ホームページを介しての情報公開を行う。
3. 関係団体との連携強化
 - ア. 福島県土地家屋調査士会及び土地家屋調査士政治連盟との協力関係を図る。
 - イ. 全公連、東公連及び各県協会並びに他土業との情報交換や交流を図る。

<経理部>

1. 公益法人として法令を遵守し、適正な会計処理と予算執行を行う。
2. 法令及び規則に沿った運営体制の構築、円滑な事務処理の検討を行う。
3. 健全な協会の体制維持に必要な運営費用の検討を行う。

<業務部>

1. 官公署が行う嘱託業務についての適正な対応
 - ア. 受託業務の円滑な処理を推進し、併せて業務処理の効率化を図る。
 - イ. 震災復興型登記所備付地図作成作業等の、災害復興関連事業への適正な対応を行う。
2. 受託業務の処理に関する対応
 - ア. 業務管理基準に従い業務の適正指示及び業務管理を行う。また、業務管理の効率化を図るため業務管理システムの円滑な運用を推進する。
 - イ. 業務成果の適正な管理と有効な活用を図るため、GIS 情報の蓄積を推進する。
 - ウ. 地図作成に関する成果の向上と効率化の検討を行う。
 - エ. 関係官公署との打合せを綿密に行い、適正な業務処理に努める。
3. 郡山市道路境界査定資料の電子データ化および GIS による公開

<企 画 部>

1. 研修会の開催

- ア. 学識経験者等を講師とした国民を対象とする講座を開催する。
- イ. 社員に対する技術研修会を開催する。

2. 相談会の開催

- ア. 国民を対象とする「境界問題や不動産の登記」に関する相談会を開催する。
- イ. 官公署等からの相談に対応する。

3. 災害時における応急対策業務の支援体制を構築する。

4. 福島県歴史資料館収蔵資料の収集と公開

5. 官公署に対し講師を派遣する。

6. 公益目的事業に関する普及啓発活動